第五条第一項第一号中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に、「当該貨物」を「当該同種の貨物」に、「第十条」を「第十条第二項第二号」に改め、同項第二号中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に、「第十条」を「第十条第二項第三号」に改め、同条第二項中「当該輸入貨物」を「不当廉売がされた貨物」に、「当該貨物」を「当該同種の貨物」に改め、同条に次の二項を加える。

3　法第八条の二第三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいうものとする。

一　次に掲げる本邦の生産者又は団体（以下この号、第七条の二第一項第九号及び第十条の二第二項第二号において「関係生産者等」という。）（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条の二第一項第九号において同じ。）であって当該生産者又は当該団体の直接若しくは間接の構成員である当該生産者の当該同種の貨物の本邦における生産高の合計が当該同種の貨物の本邦における総生産高の四分の一以上の割合を占めるもの

イ　不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦の生産者（当該不当廉売がされた貨物について法第八条第五項の調査が開始された日前において当該同種の貨物の生産を行っていた者及び当該調査が開始された日以後において当該同種の貨物の生産を開始した生産者であって当該生産者が法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物（当該指定貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の生産を行っていないことが明らかであると認められる証拠を提出する者に限る。）

ロ　イに掲げる本邦の生産者を直接又は間接の構成員とする団体

二　不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産に従事する者（当該不当廉売がされた貨物について法第八条第五項の調査が開始された日前において当該同種の貨物の生産に従事していた者及び当該調査が開始された日以後において当該同種の貨物の生産に従事した者であって当該生産に従事した者が法第八条の二第一項第三号に掲げる貨物を原料又は材料として生産される法第八条第一項の規定により指定された貨物（当該指定された貨物の国内販売価格が指定貨物の正常価格より低いものに限る。）の生産に従事していないことが明らかであると認められる証拠を提出する者に限る。以下この号において同じ。）を直接又は間接の構成員とする労働組合（第七条の二第一項第九号及び第十条の二第二項第三号において「関係労働組合」という。）であってその直接又は間接の構成員のうち当該生産に従事する者の合計が当該生産に従事する者の総数の四分の一以上の割合を占めるもの

4　前条第三項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者及び当該生産者の不当廉売がされた貨物と同種の貨物の本邦における生産高は、前項第一号の本邦の生産者及び総生産高には含まないものとし、同条第三項の規定により同条第一項の本邦の生産者には含まないとされる生産者の当該同種の貨物の生産に従事する者は、前項第二号の従事する者には含まないものとする。

第七条第一項中「同条第四項に規定する不当廉売された」を「同条第四項に規定する不当廉売がされた」に改め、同項第五号中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同項第六号中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項中「を変更し、又は廃止する」を「の変更又は廃止をする」に改め、同条第四項中「不当廉売された」を「不当廉売がされた」に改め、同条第五項中「法第八条第八項前段（同条第十四項前段、第二十四項及び第二十八項において準用し、並びに同条第二十四項の規定を同条第三十一項において準用する場合を含む。）の規定により受諾された約束を同条第三十一項」を「法第八条第三十一項」に改め、「同条第二十一項の規定により」の下に「同条第八項前段（同条第十四項前段、第二十四項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）及び第二十八項において準用する場合を含む。）の規定により受諾された約束の」を加え、「）する」を「）をする」に改め、同条第六項中「前各項」を「第一項、第二項、第三項（前項において準用する場合を含む。）又は第四項」に改め、同条第九項及び第十項中「から第五項まで」を「、第二項、第三項（第五項において準用する場合を含む。）又は第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第八条の二第一項の規定による関税を課すること等を求める手続）

第七条の二　法第八条の二第三項の規定により政府に対し同条第一項の規定による関税を課することを求めようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、同条第三項に規定する同条第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないことについての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一　当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該法第八条の二第一項各号に掲げる貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三　当該法第八条の二第一項各号に掲げる貨物の供給者又は供給国

四　指定貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

五　指定貨物の供給者又は供給国

六　第五条第三項に規定する本邦の産業に利害関係を有する者に該当する事情

七　法第八条の二第三項に規定する同条第一項各号に掲げる貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実並びに同条第二項第一号に掲げる場合に該当しないことに関する事実の概要

八　提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

九　当該申請者の法第八条の二第三項の規定による求めに対する関係生産者等又は関係労働組合の支持の状況

十　その他参考となるべき事項

2　法第八条の二第六項の規定により政府に対し同条第一項の規定による関税を課さないことを求めようとする同条第四項の調査に係る貨物の供給者（以下この項において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面に、指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の当該調査に係る貨物の供給者に係る同条第一項各号に掲げる貨物の輸入が法第八条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実についての十分な証拠を添えて、これを財務大臣に提出しなければならない。

一　当該申請者の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該法第八条の二第四項の調査に係る貨物の品名、銘柄、型式及び特徴

三　法第八条の二第六項に規定する指定貨物供給国等における指定貨物の供給者と取引関係にないことその他の同条第四項の調査に係る貨物の供給者に係る同条第一項各号に掲げる貨物の輸入が法第八条第一項の規定による不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないことに関する事実の概要

四　提出に係る証拠等を秘密として取り扱うことを求めるときは、その旨及びその理由

五　その他参考となるべき事項

3　前項の規定は、法第八条の二第一項の規定により課される関税について、同条第十項の規定により同条第一項各号に掲げる貨物の供給者が政府に対し当該関税を課さないことを求める場合について準用する。

4　前条第六項から第十項までの規定は、前三項の規定により提出された証拠等について準用する。第八条の見出し中「調査」を「不当廉売関税に係る調査」に改め、同条第一項中「第十四条、第十六条第一項（各号列記以外の部分に限る。）、第十七条及び第十九条を除き、以下単に「調査」を「以下「不当廉売関税に係る調査」に改め、「（当該調査に係る貨物の供給者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の供給者である団体に限る。）及び当該調査に係る貨物の輸入者又はその団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該調査に係る貨物の輸入者である団体に限る。）並びに当該調査に係る申請者（法第八条第四項、第十二項、第二十一項（同条第三十一項において準用する場合を含む。）又は第二十六項の規定による求めをした者をいう。以下